

資料 I - 1 - 1 - ① 各府省の基本計画等における実績評価方式による評価の方式

各府省の基本計画等において、実績評価の方式について定められている内容をみると、いずれの府省も「あらかじめ政策効果に着目した達成目標を設定」し、「実績を定期的・継続的に測定」し、「目標の達成度合いについて評価」という要素を含んでおり、その基本的枠組みは、基本方針で掲げられている「実績評価方式」に沿ったものとなっている。

府 省	評 価 の 方 式
内閣府	基本方針に定める「実績評価方式」
公正取引委員会	各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定される目標がどの程度実現されたか等を定期的・継続的に検証する方式
国家公安委員会・警察庁	警察行政の各分野における政策について、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ実現すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の実現状況について評価する方式
金融庁	あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
総務省	評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式
公害等調整委員会	政策の特性等に応じ、公害等調整委員会の主要な政策について、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括した上で、その達成度合いを評価する方式
法務省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
財務省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
文部科学省	政策・施策を対象に、その実施後に、政策・施策の不断の見直しや改善に資する情報を提供することを目的として、政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定し、それらに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、施策目標・達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
厚生労働省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
農林水産省	農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する方式
経済産業省	施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する方式
国土交通省	省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する方式
環境省	評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う方式
防衛省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ② 目標の設定の考え方

各府省の基本計画等において、実績評価方式による評価についての政策の目標の設定の考え方をみると、いずれの府省においても、達成すべき目標の設定に当たっては、評価法の趣旨を踏まえ、政策の効果（アウトカム）に着目した目標を設定することが原則となっている。

府 省	目標の設定の考え方
内閣府	<p>基本計画において、実績評価方式による評価に当たっては、基本方針に定める「実績評価方式」によるとし、政策効果の把握に当たっては、「できる限り具体的な指数・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める」ことを前提に、実施計画において、「基本目標」、「測定指標」及び「目標値」を定めている。</p> <p>なお、目標の設定の考え方についての具体的な記述はなされていない。</p>
公正取引委員会	<p>基本計画において、「数値指標を適宜用いるなどして、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、目標について、「各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定」することとし、実施計画において「目標（達成時期）」を定めている。</p>
国家公安委員会・警察庁	<p>基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的な目標として業績目標を選択した上で、業績目標ごとに、業績指標を設定し、業績指標には、達成目標（定量的な数値目標であることが望ましい）を設定するとともに、その達成時期を明確にする」とし、毎年度の実績評価計画書において「基本目標」、「業績目標」、「業績指標」、「達成目標」及び「達成年」を定めている。</p>
金融庁	<p>基本計画において、「政策効果を定量的に把握する評価手法を用いるよう努力する」ことを前提に、「評価の実施にあたり、当該政策に関しあらかじめ目標を設定し、目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努め、具体的かつ客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努める」とし、実施計画において、「基本政策」の下に、中期的な目標として「施策目標」を定め、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や経済活動にもたらされた効果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定するとし、「達成目標」、「測定指標（目標値・達成時期）」を定めている。</p>
総務省	<p>基本計画において、「できる限り政策の効果の定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報（以下「基本目標等」という）については、意見公募手続を実施した上で、毎年度当初に設定する」とし、毎年度の目標設定表において、対象政策ごとに「基本目標」、「目標（値）」及び「目標年度」を定めている。</p>
公害等調整委員会	<p>基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、定量的に把握することができる手法を検討した上で、当委員会にふさわしいものについては導入」することを前提に、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において、対象とする政策の「目標（値）」を定めている。</p>
法務省	<p>基本計画において、「目標の達成度及び政策の目的を具現化した効果について、可能な限り定量的な把握に努める」ことを前提に、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」し、実施計画において「基本目標」、「達成目標」及び「目標値等」を定めている。</p>
財務省	<p>基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「財務省の主要な政策について、目標を体系的に設定し、目標間の整合性を図るために、「政策の目標」として、「総合目標」及び「政策目標」等と整理することとし、実施計画において「総合目標」及び「政策目標」等を定めている。</p>

(次のページに続く)

(続き)

文部科学省	基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、「政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定」することとし、基本計画の別紙において、「政策目標」及び「施策目標」を定めている。
厚生労働省	基本計画において、「政策効果の把握については、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行う」ことを前提に、「達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める」こととし、基本計画及び実施計画の別紙において、「基本目標」、「施策目標」及び「個別目標（達成水準／達成時期）」を定めている。
農林水産省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、その定量的な把握を基本」とすることを前提に、「食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法、当該基本計画等に基づいて、政策分野の目指すべき姿と目標を設定し、それらに照らした政策効果の把握を行うことを基本」とし、目標の設定に当たっては、政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本」とすることとし、実施計画において、「目標」を位置付ける「政策分野」を定めている。
経済産業省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、施策を実施することにより達成しようとする社会や経済の状態（いわゆるアウトカム）について、可能な限り定量的な目標の設定を行い、その把握を行うことを基本」とすることを前提に、「施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定」している。 なお、基本計画及び実施計画において、具体的な目標は定められていない。
国土交通省	基本計画において、「可能な限り政策効果を定量的に把握する手法を用いる」ことを前提に、「国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標」を「あらかじめ設定」することとし、基本計画の別紙1において「政策目標」及び「施策目標」を定め、実施計画において「業績目標」を定めている。
環境省	基本計画において、「政策効果の把握にあたっては、評価の客観性を担保するためには一般にできる限り定量的な評価を行うことが望ましい」ことを前提に、実施計画において、「評価対象の施策毎にあらかじめ設定」するとし、「目標」を定めている。
防衛省	基本計画において、「政策効果の把握に当たっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な手法を用いるよう努める」ことを前提に、「あらかじめ達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において「達成目標」を定めている。

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ③ 実績評価方式による評価の対象とする政策

各府省の基本計画等において、実績評価方式による評価の対象とする政策の範囲をみると、ほとんどの府省は、いずれも評価法第6条第3項が求めている「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」についての事後評価を実績評価方式により行うこととしている。

府 省	対 象
内閣府	内閣府の所掌する分担管理事務（注）であって、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業 （注）内閣府設置法第4条第3項に定める事務
公正取引委員会	公正取引委員会の主要な施策等のうち、法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙げられているかを定期的に測定する必要がある施策等
国家公安委員会・警察庁	警察行政の各分野における政策
金融庁	金融庁の任務を達成するために重要な政策
総務省	総務省の主要な政策
公害等調整委員会	公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策
法務省	法務省の主要な施策
財務省	財務省の主要な政策分野全て
文部科学省	「文部科学省の使命と政策目標」（基本計画別紙）に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策
厚生労働省	厚生労働行政全般
農林水産省	農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて
経済産業省	経済産業省の行政分野全般
国土交通省	国土交通省の主要な行政目的に係る政策
環境省	環境省の政策のすべて
防衛省	基本計画別紙第2の政策のうち、実績評価方式による評価が適当と判断されるもの

（注） 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策

(単位：件、%)

府 省	評価対象政策数								左のうち目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数							
	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
内閣府	-	18	17	18	15	11	23	20	-	4	7	8	9	11	22	19
									-	(22.2)	(41.2)	(44.4)	(60.0)	(100.0)	(95.7)	(95.0)
公正取引委員会	1	4	6	5	5	4	5	4	0	1	3	4	4	4	5	4
									(0)	(25.0)	(50.0)	(80.0)	(80.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国家公安委員会 ・ 警察庁	-	-	2	-	28	28	27	28	-	-	1	-	1	11	20	21
									-	-	(50.0)	-	(3.6)	(39.3)	(74.1)	(75.0)
金融庁	26	27	38	43	28	26	25	24	11	15	19	11	3	1	0	11
									(42.3)	(55.6)	(50.0)	(25.6)	(10.7)	(3.8)	(0)	(45.8)
総務省	83	79	79	26	26	26	3	4	7	24	49	18	17	15	3	4
									(8.4)	(30.4)	(62.0)	(69.2)	(65.4)	(57.7)	(100.0)	(100.0)
公害等調整委員会	-	5	5	5	2	2	2	2	-	0	0	0	1	1	1	1
									-	(0)	(0)	(0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)
法務省	-	19	22	28	27	26	9	6	-	5	14	15	24	25	7	6
									-	(26.3)	(63.6)	(53.6)	(88.9)	(96.2)	(77.8)	(100.0)
財務省	40	39	34	34	34	34	31	30	8	9	7	10	10	10	15	14
									(20.0)	(23.1)	(20.6)	(29.4)	(29.4)	(29.4)	(48.4)	(46.7)
文部科学省	42	42	42	42	45	53	60	60	22	35	38	32	42	51	55	55
									(52.4)	(83.3)	(90.5)	(76.2)	(93.3)	(96.2)	(91.7)	(91.7)
厚生労働省	161	109	108	108	108	40	41	38	28	15	14	24	45	35	33	38
									(17.4)	(13.8)	(13.0)	(22.2)	(41.7)	(87.5)	(80.5)	(100.0)
農林水産省	70	82	59	57	16	16	17	17	69	82	59	57	16	15	17	17
									(98.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(93.8)	(100.0)	(100.0)
経済産業省	-	-	-	-	-	12	9	10	-	-	-	-	-	8	7	7
									-	-	-	-	-	(66.7)	(77.8)	(70.0)
国土交通省	-	27	27	27	27	27	13	13	-	27	27	27	27	27	13	13
									-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
環境省	48	48	48	47	42	9	9	9	16	32	32	34	30	8	8	8
									(33.3)	(66.7)	(66.7)	(72.3)	(71.4)	(88.9)	(88.9)	(88.9)
防衛省	-	1	1	1	4	4	2	3	-	1	1	1	4	4	2	3
									-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
計	471	500	488	441	407	318	276	268	161	250	271	241	233	226	208	221
									(34.2)	(50.0)	(55.5)	(54.6)	(57.2)	(71.1)	(75.4)	(82.5)

- (注) 1 各府省の評価書を基に作成した。
 2 「評価対象政策数」欄には、当省が審査対象とした政策数を計上している。
 また、平成17年度の公正取引委員会6件のうち1件、防衛庁の2件のうち1件については、平成16年度に行われた評価であるものの、当省が昨年度に「各府省が実施した政策評価についての審査の総括報告」を整理した以降に送付を受けたものであり、平成16年度に計上している。
 3 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されているか又は定性的であっても具体的に特定されているものを計上した。
 4 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されている場合に達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。
 5 評価対象政策数は、年度によって政策の統合、廃止、細分化等があることから必ずしも一致しない。また、i) 公正取引委員会については、基本計画の3年間で評価することとしているため、年度ごとに評価対象政策が異なる。ii) 厚生労働省については、年度によって評価方式が異なるものがあるため、年度によって評価対象政策の一部が異なる。
 6 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数」欄の下端は、「評価対象政策数」欄の各年度の評価対象政策数を100とした構成比である。